

第59回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年9月27日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時予定）

場所

宮崎県都城市松元町3街区20号
ホテル中山荘

CONTENTS

| | |
|-----------------|----|
| 第59回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 事業報告 | 2 |
| 計算書類 | 15 |
| 監査報告書 | 31 |
| 株主総会参考書類 | 35 |

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件

議決権行使期限

2023年9月26日（火曜日）
午後6時30分まで

(証券コード 7636)
2023年9月6日
(電子提供措置の開始日2023年9月5日)

株 主 各 位

宮崎県都城市吉尾町2080番地
株式会社 ハンズマン
代表取締役社長 大 園 誠 司

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第59回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.handsman.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト [https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)

Show=Show (当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください)

つきましては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年9月26日(火曜日)午後6時30分までに到着するようご送付のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月27日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時予定)
2. 場 所 宮崎県都城市松元町3街区20号 ホテル 中山荘
3. 会議の目的事項
報告事項 第59期(2022年7月1日から2023年6月30日まで)事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- (注) 1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

(当社は連結対象会社がないため連結計算書類は作成していません。)

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が徐々に緩和され、社会経済活動の正常化へ向けた動きが進みましたが、一方でエネルギー価格や原材料価格の高騰、円安の進行による物価上昇が続いており、個人消費は節約志向が強まるなど景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような環境の中、当社はこれまで同様「お客様の声」をもとにした品揃えの拡充と売場改装を推進するとともに、売場スタッフのコンサルティング販売能力の向上を目的とした商品取扱実技研修会を積極的に開催するなど、より多くのお客様に喜ばれ、お役に立てる施策を継続的に実践しております。また、2023年秋にオープン予定の松原店（大阪府）につきましても、売場作りや人材確保等、開店へ向けた準備を計画通り順調に進めております。

当事業年度は、度重なる台風の発生により一部店舗で臨時休業するなど、天候不順の影響を大きく受けたことに加え、資源高や円安等を背景とする商品価格の上昇が消費者の買い控えにつながり、全店ベースの来店客数が前期比96.6%に低下しました。一方で客単価は前期比103.6%に上昇し、売上高は前期比100.0%の308億65百万円となりました。

利益につきましては、売上総利益率が前期比0.4ポイント伸長の32.4%となりましたが、松原店のオープン準備費用や人件費の増加等により販売費及び一般管理費が前期比107.7%の84億60百万円となり、その結果、営業利益は前期比77.0%の15億47百万円、経常利益は前期比79.3%の17億65百万円、当期純利益は前期比78.8%の12億円となりました。

(注) 当社は営業開始後13ヵ月経過した店舗を既存店、13ヵ月未満の店舗を新店と定義しており、当事業年度においては全11店舗が既存店となることから、来店客数・客単価・売上高の各数値は全店（既存店）の数値となります。

部門別の業績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 部門別 | 第 58 期 (2022年6月期) | | 第59期 (当事業年度) (2023年6月期) | | 増減額 | 前期比 |
|--|----------------------|--------|----------------------------|--------|------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | | |
| DIY用品 ホビー・木製品、建材、手工具、 電動工具、金物、塗料、接着剤、 園芸資材、薬剤肥料・用土、植物、 エクステリア用品、石材 | 17,883 | 57.9% | 17,893 | 58.0% | 9 | 100.1% |
| 家庭用品 家庭用品、日用品、インテリア用 品、電気資材用品、収納用品、住 宅設備用品、季節用品 | 9,068 | 29.4% | 8,944 | 29.0% | △123 | 98.6% |
| カー・レジャー用品 カー用品、アウトドア用品、ペッ ト用品、文具 | 3,908 | 12.7% | 4,026 | 13.0% | 118 | 103.0% |
| 合計 | 30,860 | 100.0% | 30,865 | 100.0% | 4 | 100.0% |

なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は58億18百万円で、その主なものは松原店の出店へ向けた設備投資や既存店の設備改修、システム投資等であります。

3. 資金調達の状況

松原店の店舗建物取得等の設備資金を長期借入にて30億円調達しております。

4. 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 56 期 (2020年6月期) | 第 57 期 (2021年6月期) | 第 58 期 (2022年6月期) | 第59期(当事業年度) (2023年6月期) |
|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 31,163 | 34,068 | 30,860 | 30,865 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 2,406 | 2,846 | 2,225 | 1,765 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 1,642 | 2,009 | 1,523 | 1,200 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 115円14銭 | 141円54銭 | 107円81銭 | 84円85銭 |
| 純 資 産 (百万円) | 14,036 | 15,682 | 16,493 | 17,480 |
| 総 資 産 (百万円) | 19,053 | 20,330 | 20,737 | 26,324 |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

5. 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は、豊富な品揃えと従業員の人材育成を強化することでお客様の満足度の向上を図るとともに、新規出店による店舗網の拡大を図り、より多くのステークホルダーの皆様に喜んで頂くことです。

当社は接客を重視しており、従業員の質の向上なくしてお客様が本当に望むサービスの提供はありえないと考えております。そのために定期的な研修会の実施や接客レベルに対する職能考課の実施、DIYアドバイザー資格取得の奨励等、能力主義人事を推奨し従業員の質の向上を目指しております。

10月初旬には、九州地区以外の初出店となる大阪松原店のオープンを予定しており、全社員一丸となって準備を進めて参りました。万全の体制でお客様をお迎えできるよう準備は整いましたが、品揃えや社員教育などあらゆる面でレベルアップを図り、地域社会への貢献を果たしてまいります。そして今後更なる成長に向け、近畿地方2号店はもとより、中部・関東地方への進出に向け優良物件を厳選して店舗開発を進め、各種経営指標の更なる向上を図り株主還元につなげていく所存です。

なお、これまでと同様社員の処遇改善や環境問題に配慮した諸施策につきましても、引き続き継続的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 主要な事業内容

D I Yホームセンター D I Y関連用品の販売

7. 主要な事業所

| | | | |
|----|--------|-----|---|
| 本部 | 宮崎県都城市 | | |
| 店舗 | 宮崎県 | 4店舗 | 吉尾店(都城市) 加納店(宮崎市) 新名爪店(宮崎市) 柳丸店(宮崎市) |
| | 鹿児島県 | 2店舗 | 国分店(霧島市) 宇宿店(鹿児島市) |
| | 熊本県 | 2店舗 | 画図店(熊本市東区) 菊陽店(菊池郡菊陽町) |
| | 大分県 | 1店舗 | わさだ店(大分市) |
| | 福岡県 | 2店舗 | 大野城店(大野城市) くさみ店(北九州市小倉南区) |

8. 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 176名 | 10名減 | 47.2歳 | 17.1年 |

(注) 上記従業員数には、地域限定正社員832名(期中平均人員、前期比28名増)、嘱託社員80名(期中平均人員、前期比10名増)及びパート・アルバイト119名(1日8時間換算期中平均人員、前期比3名減)は含まれておりません。

9. 主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入金残高 |
|-------------|----------|
| 株式会社宮崎銀行 | 1,180百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,180百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 475百万円 |

10. その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

II. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2023年6月30日時点）

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 30,984,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 14,509,800株（自己株式 303,500株） |
| (3) 株 主 数 | 2,591名 |
| (4) 大株主（上位10位） | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--|------------|---------|
| 有 限 会 社 ガ ー デ ン ビ ル | 1,938,960株 | 13.64% |
| ハ ン ズ マ ン 社 員 持 株 会 | 1,563,842株 | 11.00% |
| 野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口) | 958,500株 | 6.74% |
| 株 式 会 社 宮 崎 銀 行 | 701,000株 | 4.93% |
| 大 蘭 誠 司 | 420,870株 | 2.96% |
| BBH FOR FIDELITY LOW - PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) | 417,508株 | 2.93% |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 324,000株 | 2.28% |
| 株 式 会 社 ラ イ フ 建 築 設 計 事 務 所 | 300,000株 | 2.11% |
| 大 蘭 正 忠 | 261,322株 | 1.83% |
| S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T O M 0 2 5 0 5 0 0 2 | 249,500株 | 1.75% |

(注) 持株比率は自己株式（303,500株）のうち、従業員持株E S O P信託口所有自己株式（3,300株）を除く、当社所有自己株式（300,200株）を控除して計算しております。また、当社所有自己株式（300,200株）につきましては、上記大株主から除いております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|-----------|---|
| 代表取締役社長 | 大 藺 誠 司 | 内部監査室長 |
| 専務取締役 | 大 藺 正 忠 | |
| 常務取締役 | 田 上 秀 樹 | 経営企画室長兼経理部長 |
| 取締役 | 緒 方 秀 明 | 人事部長 |
| 取締役 | 戸 田 勝 久 | 店舗開発部長兼総務部長 |
| 取締役 | 土 持 寿 翁 | 土持産業株式会社代表取締役会長 |
| 取締役 | 加 納 昭 | |
| 常勤監査役 | 曾 木 重 和 | |
| 監査役 | 島 津 久 友 | 島津山林株式会社代表取締役社長 株式会社宮崎銀行社外取締役（監査等委員） |
| 監査役 | 永 野 修 一 郎 | 永野修一郎司法書士事務所代表 |
| 監査役 | 塩 月 光 夫 | 宮崎瓦斯株式会社相談役 |

- (注) 1. 取締役土持寿翁及び取締役加納昭の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 常勤監査役曾木重和、監査役島津久友、監査役永野修一郎及び監査役塩月光夫の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役土持寿翁、取締役加納昭、常勤監査役曾木重和、監査役島津久友、監査役永野修一郎及び監査役塩月光夫の各氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。
 4. 安藤俊博氏は、2022年9月28日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
 5. 2023年7月1日付で次のとおり異動がありました。

| 氏 名 | 地 位 及 び 担 当 の 状 況 | |
|---------|-------------------|-------------------|
| | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 戸 田 勝 久 | 取締役 店舗開発部長兼総務部長 | 常務取締役 総務部長兼店舗開発部長 |

(2) 当事業年度における取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 基本方針

当社の取締役の役員報酬は、固定報酬である月額報酬と毎期の実績に応じて支給される業績連動報酬（賞与）で構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位、職責、在任年数および当社の業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、取締役に

で決議しております。また社外取締役の役員報酬は固定報酬である月額報酬のみで構成し、業績連動報酬（賞与）については支給しないこととしております。

ロ.基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月額固定報酬とし、役位、職責、在任年数および他社水準、当社の業績、社員給与とのバランス等を考慮しながら、これらを総合的に勘案して決定することとしております。

監査役の個人別の報酬等につきましては監査役の協議により決定しております。

ハ.業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針

当社の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、その指標を最も客観的な指標である利益の実績値（営業利益15億47百万円・経常利益17億65百万円）の達成度合に応じた額を賞与として、毎年一定の時期に金銭により支給しております。目標利益の値は、前期末において策定した計画値（営業利益14億80百万円・経常利益17億円）を使用しております。固定報酬と業績連動報酬の構成割合の目安は、85：15（目標とする指標を100%達成した場合）としております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額については、2008年9月26日開催の第44回定時株主総会において年額2億円以内（決議時の員数6名）と決議しております。

監査役の報酬限度額については、1996年9月2日開催の第32回定時株主総会において年額2千万円以内（決議時の員数1名）と決議しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額の具体的内容の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長（内部監査室長）大園誠司が委任を受けるとしております。この権限を委任した理由は、代表取締役社長は当社業務全体を総括し各個人ごとの業務内容に精通しており、業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適任であると考えられるためです。代表取締役社長は各個人との個別面談等を実施したうえで貢献度などを判断し、取締役会で決議された報酬方針による額をもとに最終決定しており、個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分 | 支給人員 | 報酬等の総額 | 基本報酬 | 業績連動報酬 |
|---------------|------|--------|--------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 6名 | 168百万円 | 154百万円 | 13百万円 |
| 社外取締役 | 2名 | 3百万円 | 3百万円 | — |
| 社外監査役 | 4名 | 15百万円 | 14百万円 | 0百万円 |
| 合 計 | 12名 | 187百万円 | 173百万円 | 14百万円 |

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外取締役土持寿翁氏の兼職先と当社との間には、商品仕入れの営業取引及び不動産賃借取引があります。

社外監査役島津久友氏、社外監査役永野修一郎氏及び社外監査役塩月光夫氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主な活動状況 |
|-------|---------|---|
| 社外取締役 | 土 持 寿 翁 | 当事業年度に14回開催した取締役会に13回出席され、議案審議及び会社経営等に関し、企業経営者としての経験、識見をもとに適切な意見および客観的な視点での指導、監督をいただいております。 |
| | 加 納 昭 | 当事業年度に14回開催した取締役会すべてに出席され、議案審議及び会社経営等に関し、企業経営者としての経験、識見をもとに適切な意見および客観的な視点での指導、監督をいただいております。 |

| 区 分 | 氏 名 | 主な活動状況 |
|-------|-----------|---|
| 社外監査役 | 曾 木 重 和 | 常勤監査役として本部に常駐し、当事業年度に14回開催した取締役会及び7回開催した監査役会すべてに出席され、幅広い視野と経験をもとに適宜発言されております。 |
| | 島 津 久 友 | 当事業年度に14回開催した取締役会に12回及び7回開催した監査役会すべてに出席され、企業経営者としての経験、識見をもとに適宜発言されております。 |
| | 永 野 修 一 郎 | 当事業年度に14回開催した取締役会に13回及び7回開催した監査役会に6回出席され、司法書士としての経験、識見をもとに適宜発言されております。 |
| | 塩 月 光 夫 | 当事業年度に14回開催した取締役会及び7回開催した監査役会すべてに出席され、企業経営者としての経験、識見をもとに適宜発言されております。 |

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社取締役および監査役を被保険者として、会社が保険料を全額負担し、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社の役員として行った業務遂行に起因して、損害賠償請求がなされたことによって負担する損害（法律上の損害賠償金および争訟費用）を補填することとしております。会社役員の職務の適正性が損なわれなかったための措置として、被保険者の故意、犯罪行為、違法な利益供与等による損害賠償請求に対しては、補填の対象とされない旨の免責条項が付されております。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支 払 額 |
|----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 21百万円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期監査実績の分析・評価、新事業年度における監査計画などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

Ⅲ. 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の企業理念は「お客様第一主義」であり、ホームセンター事業を通して、「住まいと暮らしに関するお客様の要望をすべて満たす」ことを経営の基本方針としております。また、この使命を果たし、お客様に喜ばれることが当社の安定的な成長を実現し、株主、取引先、従業員を含むすべてのステークホルダーに喜ばれる企業価値の向上に資すると確信しております。

以上の企業理念のもと、当社取締役会は内部統制システムの基本方針について以下のよう
に定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業の存続・発展のためには法令及び定款遵守が責務であることを認識し、これを活動の規範とし、各部が主体となって各研修会で法令、定款及び社内諸規程研修を実施することとする。遵守状況の点検は、社長直轄の内部監査室が定期的実施する内部監査にて法令、定款及び社内諸規程に沿った適正、効率的な業務運営がなされているかの状況を監査し、その結果については社長、監査役及び関係部署へ報告する。業務運営上疑義が生じた場合には、顧問弁護士、顧問司法書士に相談・確認を行い、法令及び定款の遵守を優先し判断することとする。また、取締役及び監査役は定期的に店舗を巡回し、直接売場担当者からヒアリングを行い、営業現場の情報収集に努め、問題点や疑義のある事項については速やかに内部監査室長及び監査役会に報告することとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、意思決定機関としての取締役会及び経営会議の各会議体の議事録、職務権限規程に基づき決裁した稟議書及び職務遂行上の文書等はその内容を適正に記録し、法令及び社内の「文書管理規程」に基づき総務部が一括して定められた期間保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険の予防策として部署ごとに部署特有のリスクを想定し、各規程を設け、必要に応じ業務通達を発信し、規程及び業務通達の遵守と確認を内部監査室が担当し、遵守の徹底と予防を図ることとする。

また、新たに想定される業務上のリスクについては毎週開催の業務執行確認会議（月曜会：取締役、監査役及び部長出席）、その他突発的リスクについては月曜会メンバーを臨時招集し方針及び施策の検討を早急に行い、対策を実行することとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中長期ビジョンを掲げ当社の目指す方向を明示し、中期経営計画、単年度事業計画を策定し、取締役及び全従業員に周知徹底するとともに、経営計画の進捗状況及び課題確認の会議体として、業務執行確認会議（月曜会：毎週開催）と経営会議（月1回開催）を開催し、業務執行状況の確認と課題の解決方針を決定・確認し、職務遂行の迅速化と効率化を図ることとする。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を、監査役の要請に基づき業務補助を行うに必要な知識・能力を有することを確認し、監査役の同意を得たうえで人選し、その必要な期間だけ業務補助者を配置することとする。

(6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人の監査役の職務を補助すべき期間の指揮命令権は監査役の専権事項とし、取締役の指揮命令は受けないこととする。

監査役が業務補助者が補助を行った期間の業務遂行能力等は監査役からフィードバックを受け、考課及び異動については、監査役の意見・同意を得ることとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人が、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び法令・定款違反に抵触又は抵触する恐れのある事項を認知した場合は、社長への報告と同時に監査役へも報告するものとする。

監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、社内において周知徹底する。

当社は、監査役と内部監査室との相互連絡体制構築は勿論のこと、監査役が会計監査人の会計監査等の報告を聞く機会及び意見を求める機会を作り、会計監査人との緊密な関係構築にも努めるものとする。

(8) 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を確認するため取締役会のほか、経営会議、業務執行確認会議（月曜会）の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、業務通達、その他重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることとする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行するために生ずる費用等の支払のため毎年一定額の予算を設けることとする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図ることとし、内部統制委員会が継続的に評価方法の見直しを行い、内部統制の再構築に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力への対処については、警察等外部機関と緊密に連携し情報収集を行うとともに、従業員教育を定期的実施し、反社会的勢力の威嚇に屈しない、関係を持たないことを徹底させ、反社会的勢力排除の体制の整備に努めるものとする。

2. 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムの基本方針に基づき、各業務の適正性を確保するための取り組みを以下のとおり行っております。

(1) 当社は、経営課題の把握と解決に向けての対応方針の決定さらには情報の共有化を図るため、各部部长、取締役、監査役全員が出席する経営会議を毎月開催するとともに、ここで決定した事項に対する業務執行状況の確認を行うための業務執行確認会議（月曜会）を同メンバーで毎週開催しております。

(2) 内部監査室が実施する業務監査結果及び監査役が実施する監査役監査結果は内部監査室と監査役会の情報共有に留めず全取締役ならびに各部の全部長がその情報を共有し、業務執行状況の不備・適正性の状況の把握と改善に努めております。

(3) コンプライアンスに対する意識を高めるため、総務部、内部監査室が中心となり、管理職クラスの従業員に対し、内部統制システムの重要性に関する定期的な研修を行っております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び持株比率は単位未満の端数を切り捨て、その他の比率は単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 10,324 | 流動負債 | 5,885 |
| 現金及び預金 | 1,892 | 買掛金 | 2,440 |
| 売掛金 | 477 | 1年内返済予定の長期借入金 | 679 |
| 商貯蔵品 | 7,247 | リース債務 | 47 |
| 前渡金 | 65 | 未払金 | 1,665 |
| 前払費用 | 3 | 未払費用 | 674 |
| その他 | 95 | 未払法人税等 | 324 |
| | 541 | 預り金 | 26 |
| 固定資産 | 15,999 | その他 | 26 |
| 有形固定資産 | 13,694 | 固定負債 | 2,957 |
| 建物 | 4,538 | 長期借入金 | 2,335 |
| 構築物 | 512 | リース債務 | 113 |
| 車両運搬具 | 7 | 資産除去債務 | 412 |
| 工具、器具及び備品 | 329 | その他 | 95 |
| 土地 | 2,117 | 負債合計 | 8,843 |
| リース資産 | 147 | (純資産の部) | |
| 建設仮勘定 | 6,040 | 株主資本 | 17,490 |
| 無形固定資産 | 347 | 資本金 | 1,057 |
| 借地権 | 286 | 資本剰余金 | 1,086 |
| ソフトウェア | 55 | 資本準備金 | 1,086 |
| その他 | 5 | 利益剰余金 | 15,772 |
| 投資その他の資産 | 1,957 | 利益準備金 | 23 |
| 投資有価証券 | 46 | その他利益剰余金 | 15,748 |
| 長期前払費用 | 10 | 別途積立金 | 500 |
| 繰延税金資産 | 298 | 繰越利益剰余金 | 15,248 |
| 投資不動産 | 771 | 自己株式 | △425 |
| その他の資産 | 828 | 評価・換算差額等 | △9 |
| 貸倒引当金 | △0 | その他有価証券評価差額金 | △9 |
| | | 純資産合計 | 17,480 |
| 資産合計 | 26,324 | 負債及び純資産合計 | 26,324 |

損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|-----|--------|
| 売 上 高 | | 30,865 |
| 売 上 原 価 | | 20,857 |
| 売 上 総 利 益 | | 10,007 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 8,460 |
| 営 業 利 益 | | 1,547 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 配 当 金 | 2 | |
| 受 取 手 数 料 | 145 | |
| 投 資 不 動 産 賃 貸 料 | 117 | |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益 | 13 | 279 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 1 | |
| 投 資 不 動 産 賃 貸 費 用 | 41 | |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用 | 18 | 61 |
| 経 常 利 益 | | 1,765 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,765 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 622 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △57 | 565 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,200 |

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 評価・ 換算 差額等 | 純資産 合 計 |
|---------------------------------|---------|------------|------------|----------------|-------------------|------|-------------|--------------------------|------------|
| | 資本金 | 資 本 剰余金 | 利 益 剰 余 金 | | | 自己株式 | 株主資本 合 計 | その他 有価証 券評価 差額金 | |
| | | 資 本 準備金 | 利 益 準備金 | そ の 他 利益剰余金 | | | | | |
| | | | | 別 途 積立金 | 繰 越 利 益 剰余金 | | | | |
| 2022年7月1日残高 | 1,057 | 1,086 | 23 | 500 | 14,474 | △636 | 16,505 | △12 | 16,493 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △426 | | △426 | | △426 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 1,200 | | 1,200 | | 1,200 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | 210 | 210 | | 210 |
| 株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額） | | | | | | | | 3 | 3 |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — | — | 773 | 210 | 984 | 3 | 987 |
| 2023年6月30日残高 | 1,057 | 1,086 | 23 | 500 | 15,248 | △425 | 17,490 | △9 | 17,480 |

個別注記表

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商 品……………売価還元原価法

(2) 貯 蔵 品……………最終仕入原価法

なお、評価基準については、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 8 ～ 38年

工具、器具及び備品 4 ～ 15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品の販売

当社は、DIY用品、家庭用品、カー・レジャー用品等の商品販売を行うホームセンター事業に従事しており、商品の引渡時点において総額で収益（売上高）を認識しております。店舗における商品販売については、引渡時点において、商品を顧客に移転することにより、履行義務が充足されます。また、販売における対価は履行義務の充足時点又は1年以内に受領しております。

【追加情報】

(従業員持株 E S O P 信託)

(1) 取引の概要

当社は、2017年12月25日開催の取締役会において、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株 E S O P 信託」の導入を決議し、2018年2月14日に信託契約を締結しております。

当社が「ハンズマン社員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託締結後5年5ヶ月にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は4百万円、株式数は3,300株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は80百万円であります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | | |
|----------|-------|-----|
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 2,663 | 百万円 |
| 土地 | 1,641 | 百万円 |
| 小計 | 4,304 | 百万円 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資不動産 | 766 | 百万円 |
| 小計 | 766 | 百万円 |
| 合計 | 5,070 | 百万円 |

(2) 上記に対応する債務

| | | |
|---------------|-------|-----|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 480 | 百万円 |
| 長期借入金 | 1,880 | 百万円 |
| 合計 | 2,360 | 百万円 |

3. 有形固定資産の減価償却累計額

| | | |
|-----------|-------|-----|
| 建物 | 6,614 | 百万円 |
| 構築物 | 1,154 | 百万円 |
| 車両運搬具 | 3 | 百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 2,077 | 百万円 |
| リース資産 | 128 | 百万円 |
| 計 | 9,979 | 百万円 |

4. 投資その他の資産の減価償却累計額

| | | |
|-------|-----|-----|
| 投資不動産 | 499 | 百万円 |
|-------|-----|-----|

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式の種類及び総数

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加株式数 | 減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|----------|--------------|-------|-------|--------------|
| 普通株式 | 14,509,800 株 | — | — | 14,509,800 株 |
| 合計 | 14,509,800 株 | — | — | 14,509,800 株 |

3. 自己株式の種類及び数

| 自己株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加株式数 | 減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|----------------------------------|------------|-------|-----------|-----------|
| 普通株式 当社が所有する 自己株式 | 300,200 株 | — | — | 300,200 株 |
| 普通株式 E S O P 信託口が 所有する当社株式 | 164,400 株 | — | 161,100 株 | 3,300 株 |
| 合計 | 464,600 株 | — | 161,000 株 | 303,500 株 |

(注) E S O P 信託口が所有する当社株式の減少は、当社持株会への売渡しによるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基 準 日 | 効力発生日 |
|---------------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2022年9月28日 定 時 株 主 総 会 | 普通株式 | 426百万円 | 30円00銭 | 2022年6月30日 | 2022年9月29日 |

(注)「配当金の総額」には、この配当の基準日である2022年6月30日現在でE S O P信託口が所有する当社株式（自己株式）に対する配当金4百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

- ① 配当金の総額 426百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 30円00銭
- ④ 基準日 2023年6月30日
- ⑤ 効力発生日 2023年9月28日

(注)「配当金の総額」には、この配当の基準日である2023年6月30日現在でE S O P信託口が所有する当社株式（自己株式）に対する配当金0百万円を含んでおります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|----------------|---------|
| 未払賞与 | 74 百万円 |
| 未払事業税 | 22 百万円 |
| 棚卸資産 | 57 百万円 |
| 資産除去債務 | 125 百万円 |
| 未払不動産取得税 | 35 百万円 |
| その他 | 39 百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 355 百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 有形固定資産（資産除去費用） | 56 百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 56 百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 298 百万円 |

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い預金等で運用し、運転資金（主に短期）及び新規出店等の設備資金（主に長期）は銀行等金融機関からの借入により調達しております。

営業債権である売掛金は、主にお客様がクレジットカード決済を行ったことによるものであり、信用度の高いクレジットカード会社を相手先とし、クレジットカード会社ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価を把握しております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日のものであります。

長期借入金は主に設備投資に係るもの及び「従業員持株E S O P 信託」の導入に伴うものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-----------|----------|-------|-----|
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 46 | 46 | — |
| 資産計 | 46 | 46 | — |
| 長期借入金（※2） | 3,015 | 3,016 | 1 |
| 負債計 | 3,015 | 3,016 | 1 |

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|------------------------|------|------|------|----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 其他有価証券 株式 | 46 | — | — | 46 |
| 資産計 | 46 | — | — | 46 |

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-------|------|-------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | — | 3,016 | — | 3,016 |
| 負債計 | — | 3,016 | — | 3,016 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引くことによって算定しており、レベル2の時価に分類しています。

【資産除去債務に関する注記】

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗等土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から31年～38年と見積もり、割引率は0.7%～2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|------------|---------|
| 期首残高 | 405 百万円 |
| 時の経過による調整額 | 7 百万円 |
| 期末残高 | 412 百万円 |

【賃貸等不動産に関する注記】

当社は宮崎県において、賃貸不動産を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は75百万円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | | | 当事業年度末の時価 |
|-------|-----------|----------|----------|-----------|
| | 当事業年度期首残高 | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 | |
| 賃貸不動産 | 781 | △9 | 771 | 528 |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

| | 当事業年度 |
|---------------|--------|
| 顧客との契約から生じる収益 | |
| DIY用品 | 17,893 |
| 家庭用品 | 8,944 |
| カー・レジャー用品 | 4,026 |
| 計 | 30,865 |
| 外部顧客への売上高 | 30,865 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針】 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

| | 期首残高 | 期末残高 |
|---------------|------|------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 444 | 477 |
| 契約負債 | 15 | 6 |

顧客との契約から生じた債権には、顧客が利用したクレジットカード決済により生じた売掛金が含まれております。

契約負債は、顧客から受領した手付金（前受金）及び当社が発行している商品券の未使用部分であります。なお、契約負債は、「流動負債」の「その他」に含めて計上しております。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

| | | |
|---------------|--------|-----|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,230円 | 50銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 84円 | 85銭 |

(注) E S O P 信託口が保有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(3,300株)。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(66,761株)。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年8月15日

株式会社ハンズマン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 甲斐 貴志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハンズマンの2022年7月1日から2023年6月30日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

2023年8月21日

株式会社ハンズマン

代表取締役社長 大 藺 誠 司 殿

株式会社ハンズマン 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 曾 木 重 和 ㊟

社外監査役 島 津 久 友 ㊟

社外監査役 永 野 修 一 郎 ㊟

社外監査役 塩 月 光 夫 ㊟

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する配当額の決定を経営上の重要課題の一つと位置づけており、その決定に当たっては業績と配当性向等を勘案し、安定配当を継続することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績および新店建設・既存店改装等の設備投資に備えた内部留保の充実など、経営環境を総合的に勘案し、1株につき30円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金30円 総額426,288,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年9月28日

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもちまして現任監査役島津久友、永野修一郎の両氏が任期満了となりますので改めて監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|--|----------------|
| 1 | しまづ ひさとも 島津久友 (1958年9月26日生) | 1981年4月 農林中央金庫入庫 2007年5月 島津山林株式会社 常務取締役 2009年9月 同社 代表取締役社長(現任) 2011年9月 当社監査役(現任) 2015年6月 株式会社宮崎銀行監査役 2016年6月 同行取締役監査等委員(現任) | 0株 |
| 2 | なが の しゅういちろう 永野修一郎 (1948年8月6日生) | 1981年12月 司法書士登録 永野修一郎司法書士事務所開設(現任) 2011年9月 当社監査役(現任) | 11,700株 |

- (注) 1. 監査役候補者永野修一郎氏が代表を務める永野修一郎司法書士事務所は当社との間で、司法顧問契約を締結しており当社より顧問料を受け取るとともに、当社からの依頼による登記等業務に係る司法書士としての報酬を受けております。なお、当社の支払う顧問料及び報酬の額に重要性はありません。
2. 監査役候補者島津久友氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 島津久友及び永野修一郎の両氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合には引き続き独立役員となる予定であります。
4. 島津久友氏を社外監査役候補者とした理由は、現に他の会社で代表取締役として経営に参画し、その経験と識見が当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断したからであります。また経営に関する高い見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。
5. 永野修一郎氏を社外監査役候補者とした理由は、司法書士事務所を開設しており、その専門知識と豊富な経験が当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断したからであります。また司法書士としての専門の見地から企業法務に関して高い見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。
6. 島津久友及び永野修一郎の両氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる法律上の賠償金や争訟費用等を当該保険解約によって補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

● 会 場 ●

ホテル 中山荘

宮崎県都城市松元町3街区20号

電話 (0986) 23-3666

～ホテル中山荘 交通のご案内～

●宮崎空港より高速バスでお越しのお客様
(所要時間 宮崎空港より約55分)
宮崎空港より高速バス3番都城行き乗車
「西都城駅前バスセンター」バス停(終点)
下車徒歩3分

●JRでお越しのお客様
(所要時間 鹿児島中央駅より約1時間30分)
西都城駅下車徒歩3分
九州新幹線をご利用のお客様は、鹿児島
中央駅で日豊本線にお乗り換え下さい。

●お車でお越しのお客様
■鹿児島方面より
東九州自動車道 末吉財部ICより15分
■宮崎方面より
宮崎自動車道 都城ICより15分

